○国土交通省告示第八百七十六号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価の業務を行う区域等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十一年八月五日

国土交通大臣　金子　一義

一　登録番号

国土交通大臣　33

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

ＳＢＩアーキクオリティ株式会社

三(1)　評価の業務を行う区域の変更

変更前	
変更後	建設住宅性能評価　山形県、宮城県、新潟県、福島県、岐阜県、三重県

(2)　変更年月日

平成二十一年六月一日

四(1)　代表者の氏名の変更

変更前	廣瀬　良一
変更後	小山　勝宣

(2)　変更年月日

平成二十一年六月十九日

五(1)　代表者の氏名の変更

変更前	小山　勝宣
変更後	廣瀬　良一

(2)　変更年月日

平成二十一年七月一日

○国土交通省告示第八百七十七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第六十一条第三項において準用する同法第十条第二項の規定により、登録試験機関から試験員の氏名の変更の届出があったので、同法第六十一条第三項において準用する同法第十条第三項の規定により、公示する。

平成二十一年八月五日

国土交通大臣　金子　一義

一　登録番号

国土交通大臣　6

二　登録試験機関の氏名又は名称

日本ＥＲＩ株式会社

三(1)　試験員の氏名の変更

変更前	
変更後	青木　謙治

(2)　変更年月日

平成二十一年六月一日

○国土交通省告示第八百七十八号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第六十一条第三項において準用する同法第十条第二項の規定により、登録試験機関から代表者の氏名等の変更の届出があったので、同法第六十一条第三項において準用する同法第十条第三項の規定により、公示する。

平成二十一年八月五日

国土交通大臣　金子　一義

一　登録番号

国土交通大臣　7

二　登録試験機関の氏名又は名称

株式会社都市居住評価センター

三(1)　代表者の氏名の変更

変更前	安藤　武彦
変更後	小柳　義雄

(2)　変更年月日

平成二十一年六月二十六日

四(1)　役員の氏名の変更

変更前	山本　昌平
変更後	

(2)　変更年月日

平成二十一年六月二十六日

五(1)　試験の業務を行う部門の専任の管理者の氏名の変更

変更前	太田　道彦
変更後	沢田　博

(2)　変更年月日

平成二十一年七月八日

○国土交通省告示第八百七十九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第六十一条第三項において準用する同法第十条第二項の規定により、登録試験機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同法第六十一条第三項において準用する同法第十条第三項の規定により、公示する。

平成二十一年八月五日

国土交通大臣　金子　一義

一　登録番号

国土交通大臣　8

二　登録試験機関の氏名又は名称

ハウスプラス確認検査株式会社